平成２４年（フ）第２００号
盛岡市名須川町30番10号　名須川レジデンス103号
債務者　田鎖　　暖
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４１号
兵庫県明石市日富美町14番12号　八木ハウス10号、旧住所兵庫県明石市樽屋町７番22号リベール明石Ⅰ702号
債務者　前川　芳昭
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
神戸市西区今寺31番地の１　サンシティ今寺102号
債務者　本田奈緒子（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
兵庫県明石市大久保町森田157番地の24
債務者　北原　　綾（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１41棟301号
債務者　藤本真名生
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
兵庫県明石市大久保町西島839番地の１シーサイドシャトル305号
債務者　田川　哲子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
兵庫県明石市硯町１丁目３番７号
債務者　福原　俊治
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
松江市玉湯町玉造107番地５
債務者　勝部　美則
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５号
島根県安来市切川町1168番地59　県営臼井団地６―623号室
債務者　金田　和子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
松江市山代町329番地１　市営大庭第２号アパート401号
債務者　吾郷　映子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
佐賀県唐津市神田1244番地１　ブッドレアジョインⅡ201号室、申立て時の住所佐賀県唐津市神田3225番地５
債務者　岩村　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４７３号
北九州市八幡西区日吉台１丁目21番７号
債務者　城市　眞弓
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１２号
北九州市戸畑区東大谷１丁目19番19―205号
債務者　吉田　法子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１４号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目２番12―302号
債務者　大野　敬子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０１号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅Ａ―12―４
債務者　大杉加奈子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
青森県八戸市大字妙字坂中17番地１　ビューラーあだち５号
債務者　太田和照雄
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
青森県八戸市大字妙字坂中17番地１　ビューラーあだち５号
債務者　太田和律子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係